# 外国人技能実習機構業務の概況

令和7年5月



小工工 外国人技能実習機構広島事務所

## 外国人技能実習機構の組織と所掌事務

- ·主務大臣(法務大臣、厚生労働大臣)
- · 出入国在留管理庁長官

事務の委任 監督

報告

本部事務所 TEL:03-6712-1523(代表) 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階

理事長 (主務大臣が任命)

> 理事 (3人以内)

(理事長が主務大臣の 認可を受けて任命)

監事 (2人以内) (主務大臣が任命) 総務部

国際部

指導援助部

技能実習部

地方事務所 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

#### 組織形態

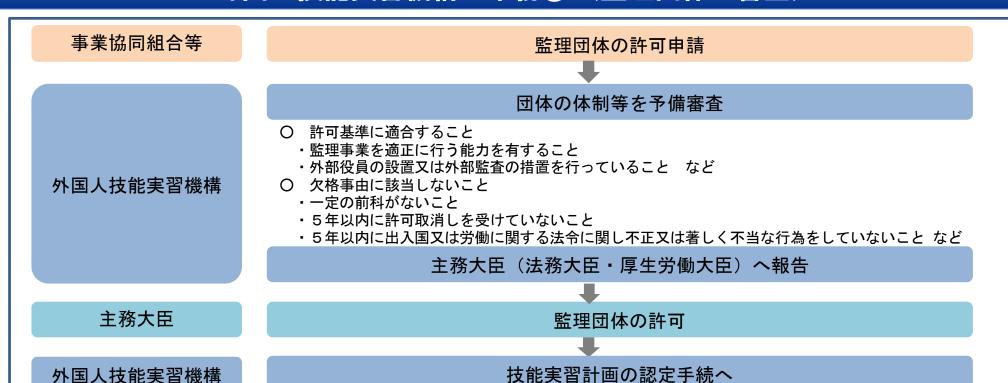
〇 認可法人

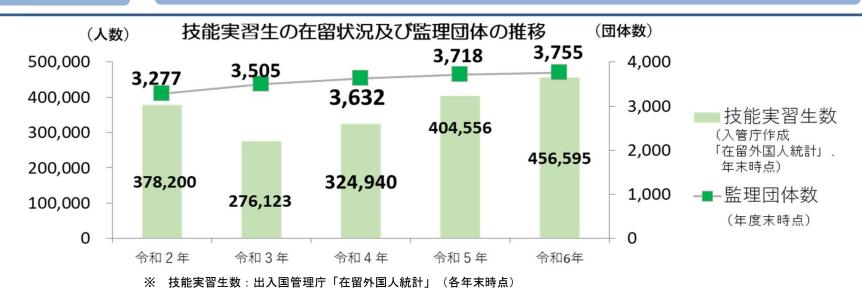
(発起人が設立を発起し、主務大臣が 設立を認可)

### 所掌事務

- 〇 技能実習計画の認定
- 〇 監理団体の許可に関する調査
- 〇 実習実施者の届出の受理
- 実習実施者・監理団体に対する 報告徴収、実地検査等
  - ・ 監理団体(約3,800団体)への 実地検査を年1回実施
  - 実習実施者(約68,000社)への実地
  - ・ 検査等を実施(3年間で全数を網羅)
- 技能実習に関する各種報告(監理団体 からの監査報告、技能実習実施困難 時の報告、実習実施者からの実施状 況報告等)の受理
- 技能実習生の相談対応・援助・保護
- 〇 技能実習に関する調査・研究

## 外国人技能実習機構の業務① (監理団体の審査)





## 外国人技能実習機構の業務②(技能実習計画の認定等)

実習実施者+監理団体

実習実施者

外国人技能実習機構

技能実習生 (監理団体が代理)

法務大臣 (地方出入国在留管理局長)

実習実施者

技能実習計画の作成

-

技能実習計画の認定申請

4

計画の内容や受入体制の適正性等を審査

- つ 認定基準に適合すること
- つ 欠格事由に該当しないこと

技能実習計画の認定

1

在留資格認定証明書の交付申請等

1

在留資格認定証明書の交付等

4

技能実習生の受入れ

#### 技能実習計画関係 各種件数



## 外国人技能実習機構の業務③(届出、報告書の受理)

実習実施者

- 実習実施者届出書
- 実施状況報告書

監理団体

- 技能実習実施困難時届出書
- 監査報告書
- 事業報告書

外国人技能実習機構

- 各種届出、報告書の受理
- 技能実習実施困難時届出書を踏まえた助言・援助
- ・実施状況報告書・事業報告書に基づく技能実習の実施状況を 取りまとめ、公表
- ・技能実習制度の活用状況のフォローアップ調査

主務大臣

各種報告

## 機構による届出・報告書の調査項目

#### 実施状況報告書・事業報告書の主な調査項目

- 実習実施者数
- 労働時間
- 給与の支給、控除
- 技能実習生の昇給率
- 監理団体数、監理事業所数
- ・監理事業所ごとの技能実習生数
- 技能実習生一人当たりの月額監理費

#### 実習制度の活用状況のフォローアップ調査項目

- 技能実習の効果
- 技能実習中の問題や課題
- 技能実習期間中の課外活動に関する取組
- ・帰国後実習生に対するアフターケアに 関する取組
- 帰国後の就職状況

## 外国人技能実習機構の業務④ (実地検査)

## 外国人技能実習機構で行う範囲(※主務大臣等も実施可能)

### 実地検査

○ 監理団体及び実習実施者に対し、技能 実習が法令等に則って実施されているか、 訪問により検査を行うもの。

#### 定期検査

〇 検査計画に基づき定期的に実施するもの。 ※ 監理団体は<u>1年に1回</u>、実習実施者は 3年に1回実施することとしている。



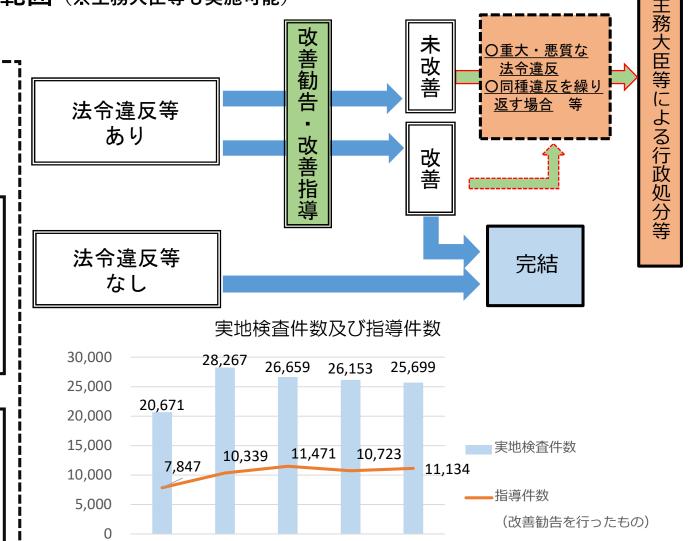
- 技能実習生の実習状況や帳簿書類等の確認
- ・技能実習責任者や監理責任者、技能実習生 本人等からヒアリング

## 臨時検査

O 技能実習生からの申告や各種情報に 基づき技能実習法違反が疑われるもの について、随時、実施するもの。



・申告や情報提供等の内容について、重点的に 確認し、当事者の主張や事実関係等を整理



## 外国人技能実習機構の業務⑤(母国語相談、地方事務所の相談)

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。 また、<u>地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応(平日 9:00~17:00)</u>を実施。 さらに、技能実習生に対する各種支援策などについて、SNS(Facebook、X(旧Twitter))、「技能実習生手帳アプリ」により、母国語等で情報を発信(URL: https://www.otit.go.jp/sns/index.html)。

### 母国語相談の実施

<u>技能実習生</u>であれば誰でも、<u>電話、電子メール、オンライン通話(Zoom)、手紙</u>によって、8か国語での<u>申告●</u> 相談が可能。 ※ 中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語

### 令和6年度の母国語相談・地方事務所等の主な相談内容別内訳(参考)

- 実習先変更に関すること(3号での実習先変更含む) 7,127件(25.7%)
- 〇 賃金・時間外労働等の労働条件に関すること(賃金未払い、過重労働、有休等) 3,649件(13.1%)
- 途中帰国に関すること(強制帰国、期間満了前の帰国等) 3,320件(12.0%)
- 管理に関すること(会社からのハラスメント、私生活の不当な制限、居住環境等) 3,151件(11.4%)
- その他の制度に関すること(他の在留資格への変更、特定技能制度に関すること、税金等) 2,375件(8.6%)
- ※一件につき複数の相談内容を計上しているため、下図の相談件数とは一致しない。



(左軸:件(令和4年度まで)、人(令和5年度以降)) ※ 相談単位は、システム等の変更に伴い、令和5年度より件数から人数に変更

## 外国人技能実習機構の業務⑥ (実習先変更支援)

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合(注)で、かつ、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先変更に当たって、<u>実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を</u> 尽くしてもなお確保できない場合には、<u>機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供する</u>など の支援を行う。

(注) 実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人 関係の諸問題等の場合

### 転籍に関する支援

- 「監理団体向け実習先変更支援サイト」を整備 (注1) 令和7年3月31日時点で監理団体2,935機関が利用者登録
- 外国人技能実習機構による個別支援を実施 (注2) 技能実習生の希望等に沿って転籍先となり得る監理団体等の情報を提供
  - (注1)技能実習生の受入れ先となり得る監理団体の情報について、情報の受付及び提供を行う。
  - (注2) 監理団体等が転籍先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合に実施される。

### 実習先変更個別支援受理件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (速報値)
実習先変更支援件数	49	39	52	70	45

(注)機構が、実習先変更に係る個別支援の「申出」を受理した件数。 このため、機構が日常の業務において、実習生や監理団体等に対して行っている実習先変更に係る助言等の件数、 監理団体等が行った実習先変更支援の件数は含まれない。

## 外国人技能実習機構の業務⑦(宿泊支援)

<u>監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、技能実習生が監理団体や実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊できない、又は宿泊することが相当でない場合には、</u>外国人技能実習機構として一時宿泊先の提供等の支援を行う。

## 一時宿泊先の提供に関する支援の流れ

- 技能実習生による機構(本部又は地方事務所・支所)への相談
  - 事情等の聴取、確認
  - 一時宿泊先提供の必要性を判断
- 〇 <u>一時宿泊先の提供</u>
  - ・機構は、予め地方事務所・支所が所在する地域の都道府県別に旅館ホテルの団体と協定を締結
  - ・機構は相談を受けた技能実習生に一時宿泊先の提供が必要と判断した場合は、当該協定に基づき、 当該実習生に一時宿泊先を提供
- 〇 <u>一時宿泊施設における支援</u>
  - ・技能実習生は提供された宿泊先に一定期間滞在
  - ・居所と食事の提供を受けながら、新たな実習先の確保等の支援を受ける(費用は機構が負担)

### 「宿泊支援、宿泊支援協定締結対象施設

- 〇 宿泊支援件数 【令和2年度:22件、3年度:24件、4年度:21件、5年度:28件、6年度(速報値):10件】
- 〇 宿泊支援協定締結対象施設 【118か所(令和7年3月現在)】

## 外国人技能実習機構の業務⑧ (技能検定等の受験手続支援)

技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定等を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、外国人技能実習機構において、<u>監理団体(企業単独型技能実習の場合は実習実施者)からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等</u>につなげていくこととしている。

## 受検手続支援サイトの仕組み



⑥監理団体等から試験実施機関へ直接、受検日の調整・受検申請・受検料の支払い等

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (速報値)
受検手続 支援人数	265,473	191,558	265,436	277,863	326,660

## 外国人技能実習機構の組織体制

## 令和7年度 職員定数 587人

(人)

機構本部		101		
地方事務所・支所		486		
	①札幌事務所	22	8大阪事務所	54
	②仙台事務所	24	<b>⑨広島事務所</b>	44
	③東京事務所	90	⑩高松事務所	18
	④水戸支所	25	⑪松山支所	17
	⑤長野支所	21	⑫福岡事務所	34
	⑥名古屋事務所	88	⑬熊本支所	25
	⑦富山支所	24		

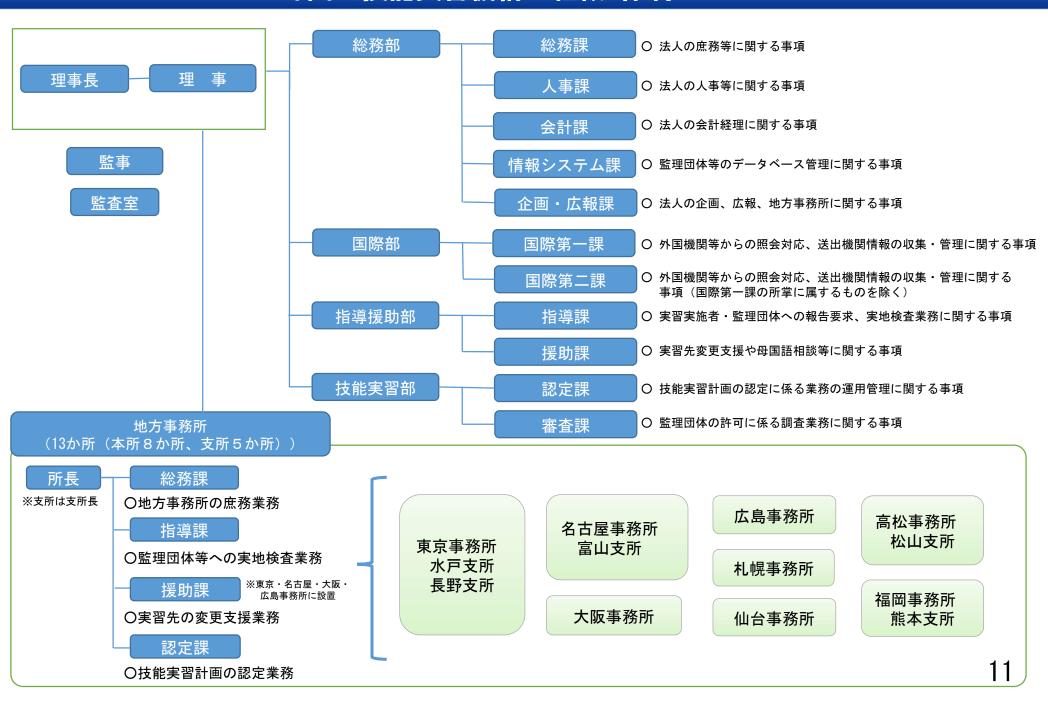
※ 平成30年度 346人、令和元年度以降587人

#### 【担当地区】

- ◎札幌事務所 (北海道)
- ◎仙台事務所(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
- ◎東京事務所(栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)
- 〇水戸支所 (茨城県)
- 〇長野支所 (新潟県、長野県)
- ◎名古屋事務所(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)
- 〇富山支所(富山県、石川県、福井県)

- ◎大阪事務所(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
- ◎広島事務所(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
- ◎高松事務所(徳島県、香川県)
- 〇松山支所 (愛媛県、高知県)
- ◎福岡事務所(福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県)
- 〇熊本支所 (熊本県、宮崎県、鹿児島県)

## 外国人技能実習機構の組織・体制について



## 技能実習制度における申請等件数(1)(中国地方5県)

## 1 監理団体数(令和7年5月13日現在)

	一般監理事業	特定監理事業	合計
鳥取県	1 1 件	6件	17件
島根県	7件	5件	1 2件
岡山県	60件	45件	105件
広島県	118件	49件	167件
山口県	27件	17件	44件
合計	223件	122件	345件

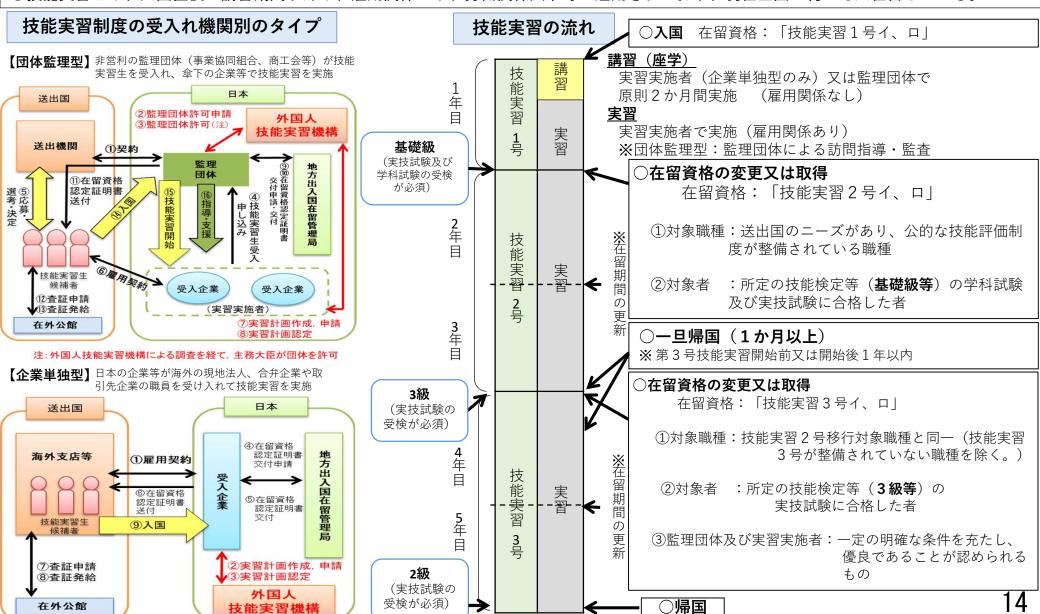
## 技能実習制度における申請等件数(2)(中国地方5県)

## 2 技能実習計画認定件数(過去5年の推移)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
技能実習計画認定件数	企業単独型	1,265	682	300	580	619
	団体監理型	30,119	20,630	13,355	20,840	27,689
	合計	31,384	21,312	1 3,655	21,420	28,308

## (参考) 技能実習制度の仕組み

- 〇技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間(最長5年間)に限り受け入れ、OJTを通じて技能を 移転する制度。(平成5年に制度創設) ※令和6年末時点
- 〇技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約46万人在留している。





## **卜国人技能実習機構(OTIT)**

## 広島事務所からのお知らせ



外国人技能実習機構(OTIT)は、技能実習法に基づき設立された認可法人です。技能実習の適正な **実施及び技能実習生の保護を図る**ため、OTIT広島事務所では、技能実習計画の認定、監理団体及び実習 実施者に対する検査、技能実習生からの相談等、様々な業務を行っています。

詳しくは、裏面下欄の連絡先へお問い合わせください。

ぎのうじっしゅうせい みな

#### 技能実習生の皆さんへ/技能実習生に困っている様子があれば、ご案内ください!

「仕事中に大声で怒鳴られる、殴られる」「強制的に帰国させられる」 「労働条件が違う」「給与が

もらえない」などで、悩んだり、困ったりしていませんか?母国語(あなたの国の言葉)でサポートします。

お気軽にご相談ください!

でんわ **電話で相談** 

ができます!

そうだんほうほう

◇ OTIT広島事務所には、3つの相談方法があります ◇

対面で相談(otıt事務所に 来て相談)ができます!

Zoom(オンライ で相談(※)ができます!

ひろしまじむしょ そうだんまどぐち

(※) メールアドレスが必要です。詳しくは事務所までお問い合わせください。

OTIT 広島事務所の相談窓口

ご ちゅうごくご つうやくにん ベトナム語と中国語の通訳人がいます。

まいしゅうもくようび ちゅうごくご

〈ベトナム語:毎週木曜日/中国語:毎週火曜日、いずれも10:00~16:00 〉

ベトナム語と中国語以外の言語でも、通訳人を介した相談ができます。

通訳人がいないことなどがありますので、**いずれの相談方法**(電話、対面、Zoom)も

まずはお電話で、お問い合わせください。

つうわりょう むりょう

**技能実習生専用フリーダイヤル**(通話料は無料/お金はかかりません)

**&**0120-163-425

**通話料有料ダイヤル** (お金がかかります)

**€**082-207-3029

回線の確保のため、技能実習生以外の方の フリーダイヤルのご利用はご遠慮ください

2つのダイヤルとも、9:00~17:00 (土日祝日と年末年始はお休み)

〔OTIT広島事務所の援助課につながります〕

ぽこくご そうだんまどぐち

OTITには、以下の母国語相談窓口もあります。

ぼこくご そうだん

▶母国語相談ホットライン

各言語の連絡先 (フリーダイヤル) など

詳しくは こちら(OTIT HP)



https://www.otit.go.jp/upload/docs/母国語相談連絡先(電話).pdf

▶ 技能実習生からの相談に、8つの言語(ベトナム語、中国語、インドネシア語、フィリピン語、英語、タイ語、 カンボジア語、ミャンマー語)で対応しています。

相談は、**電話**(通話料は無料(**フリーダイヤル**))のほか、メールや**手紙**でも受け付けています。

暴行、脅迫、その他人権を侵害する行為など(緊急案件)の場合は、「母国語相談ホットライン」の各言語の フリーダイヤルに電話をかけ、アナウンスの後に「1」番を押してください。 緊急案件として受け付けます。

【技能実習SOS・緊急相談専用窓口】



## 技能実習制度の適正な運用に ご理解とご協力をお願いします!

#### 監理団体・実習実施者の皆さまへ

技能実習生が必要な技能を修得等するためには、適正かつ良好な就労環境の維持・改善が欠かせません。 監理団体や実習実施者の皆さまには守らなければならないルールに配慮していただき、適正な技能実習制度 の活用をお願いします。

#### ◇ 基本的労働条件等の確保・改善

賃金・労働時間・休日・休暇等の基本的な労働条件について、労働基準法、最低賃金法等の労働基準関係法令の遵守 徹底を図るほか、報酬の額が同種の作業を行う日本人労働者の報酬の額と同等以上であることや適切な宿泊施設を確保 する等の技能実習関係法令の遵守徹底を図ることが必要です。

#### ◇ 人権侵害行為の禁止

監理団体や実習実施者による人権侵害行為は、技能実習制度の許可等の取消事由となります。

具体例)パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の各種ハラスメントやこれらと同等の行為 いじめ・いやがらせ

妊娠出産を理由とした解雇・雇止めや帰国を促す行為 等

#### ◇ 技能実習体制の整備

技能の修得等が適切に行われるよう、実習実施者における指導体制の整備や監理団体における適切な監査指導の実施 が必要です。

#### 安全衛生対策マニュアル

https://www.otit.go.jp/implementer/basic/ safety health/

実習実施者の行う安全衛生管理や監理団体 が行う監査の参考としてご活用ください。





妊娠を理由に技能実習を一方的に 終了することはできません

(監理団体・実習実施者の皆様へ) https://www.otit.go.jp/upload/docs/230406-101.pdf

.....



詳細はこちら (OTIT HP)

OTITでは、以下のコンテンツも提供しています。ぜひご活用ください。

.....

#### 日本語教育教材/日本語教育アプリ「げんばのにほんご」

アプリのダウンロードは









OTITでは、技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習で必要な日本語教育教材を OTIT HP上で提供しています。また、技能実習生の適切な技能の修得等を目的として、日本語教育アプリ「げんば のにほんごしを配信しています。



(教材)



(OTIT HP)

アプリ無料(インターネット接続による データ通信が必要、その際の通信料は利用者 負担)

8 か国語対応(英語、中国語、ベトナム語、 インドネシア語、カンボジア語、タイ語、

フィリピン語及びミャンマー語)

今、午前8時50分です。実習 生のリンさんは会社に出動し ました 8050ぶんです。 じっしゅうせ Wateplace Conver (P) にほんご けんぱのことば



活用イメージ

#### 技能実習生手帳アプリ

アプリのダウンロードは こちら









OTITでは、技能実習生手帳(日本での日常生活に役立つ情報等を解説)をアプリ化し、アプリ限定の機能として、 プッシュ通知により、母国語相談窓口、災害情報、大使館検索及びアプリ共有を設けています。



詳細はこちら (OTIT HP)

#### アプリ無料

9か国語対応(ベトナム語、 中国語、フィリピン語、イン ドネシア語、タイ語、ミャン マー語、モンゴル語、カンボ ジア語及び英語)



#### 「技能実習生手帳」にはお役立ち情報が満載

- ・日本の各種法令
- ・日本生活のルール(交通、乗り物、宿舎)
- ・労働関係法令(労働契約、解雇、労働時間と休憩・休暇、賃金など)
- ·税金 (所得税・住民税)
- · 社会保険、労働保険
- ・技能実習が困難になったとき
- · 労働災害 ・結婚・妊娠・出産をしたとき
- · 各種相談窓口
- ・申告制度
- ・外国人技能実習制度の概要



住所:広島市中区大手町3-1-9広島鯉城通りビル3階 広島事務所

電話:総務課・認定課 082-207-3123

082 - 207 - 3126指導課 援助課 082-207-3029

担当区域:広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県